

# 国保だより

問い合わせ

高齢者・保険課 国保年金係  
☎72-2101(内線322)



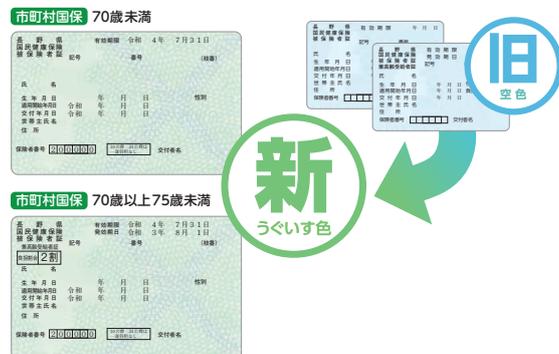
## 8月1日からは 新しい保険証で受診してください

新しい保険証を7月にお送りしました。

古い保険証は処分し、新しい保険証で受診してください。

【有効期間】令和3年8月1日～令和4年7月31日

※昭和21年7月31日以前に生まれた方の有効期限は  
75歳の誕生日の前日までです。75歳になると国民  
健康保険に代わって後期高齢者医療制度に加入する  
ことになります。



## 高額な診療を受ける皆さんへ/『限度額適用認定証』等を申請しましょう

医療機関に入院または高額な外来診療を受けるときに『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』（以下「認定証」）を保険証と一緒に提示すると、医療機関等の窓口で支払う1か月の医療費（保険適用分）が限度額までとなります。限度額は、年齢や所得区分により異なりますので、あらかじめ高齢者・保険課で認定証の交付手続きが必要です。※認定証の有効期限は毎年7月31日です。引き続き必要な場合は更新手続きをしてください。

(注) 国保税を滞納していると、認定証の交付が受けられない場合があります。

### 市民税非課税世帯の方の入院時の食事代の減額

市民税非課税世帯の方は、事前に申請し交付された「認定証」を医療機関の窓口で提示することで、入院中の食事代が減額されます。過去12か月の入院日数の合計が91日以上になった場合は、申請をすることで食事代が更に減額されます。申請をした月の翌月から対象となりますのでお早めに申請してください。

## 健康保険の扶養家族

ご家族の中に、会社へ勤めている方がいる場合には、条件が満たされていれば、勤めている方の加入している健康保険に扶養家族（被扶養者）として加入することができます。

保険料は、被扶養者の人数に関係なく、勤めている方の給与によって計算されますので、人数が増えても保険料の額に変更はありません。

勤務先の健康保険加入に必要な条件は、次のとおりです。

- ① 3親等以内の親族であること
- ② 収入は年間130万未満（60歳以上または59歳以下の障害年金受給者は年間180万円未満）であること
- ③ 後期高齢者医療制度の対象でないこと
- ④ 勤務先の認定

条件①②③に該当すると思われる方は勤務先の健康保険担当者にご相談ください。